

茂原市総合計画審議会委員名簿

所属	氏名	役職等	備考
1号委員（学識経験者） 5名			
国立大学法人 千葉大学	関谷 昇	教授	
城西国際大学	児玉 庸夫	教授	
茂原市社会福祉協議会	鬼島 義昭	会長	
茂原市農業委員会	石井 利明	会長職務代理	
茂原市長生郡医師会	鈴木 秋彦	会長	
2号委員（関係機関及び団体の推薦する者） 12名			
茂原商工会議所	内山 美代志	青年部会長	
茂原市都市計画審議会	高貫 博樹	委員	
茂原市民生委員児童委員協議会	田中 保藏	会長	
長生農業協同組合	戸村 正栄	参事	
茂原市社会教育委員	中田 文昭	委員	
茂原市自治会長連合会	西條 博光	会長	
連合千葉外房地域協議会長生茂原地区連絡会	松岡 賢太	事務局長	
茂原市小中学校校長会	松村 暁雄	委員	
大多喜ガス株式会社	緑川 昭夫	代表取締役社長	
茂原市PTA連合会	森 雅之	会長	
千葉銀行茂原支店	吉田 克己	支店長	
茂原青年会議所	渡邊 公治	2020年度理事長	
3号委員（公募による市民） 3名			
	磯野 智由		
	大塚 節子		
	横堀 明子		

(敬称略、2号・3号委員は五十音順)

○茂原市総合計画審議会条例

昭和47年10月2日
茂原市条例第124号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茂原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員は必要の都度委嘱し、当該諮問にかかる事項について調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては市長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茂原市開発委員会条例(昭和47年茂原市条例第12号)は廃止する。

附 則 (令和元年6月28日茂原市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。